

『カインズ 常陸太田店』の 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出についてのお知らせ

■ ご案内の趣旨

このたび株式会社 カインズは、大規模小売店舗立地法第6条第2項に基づく変更の届出を令和6年11月29日付で、茨城県に対して行いました。

つきましては地元の皆様方に変更計画の内容を周知させていただくため、本書面においてご案内いたします。

※本書面の内容は当該店舗においても同様の内容を掲示しております。

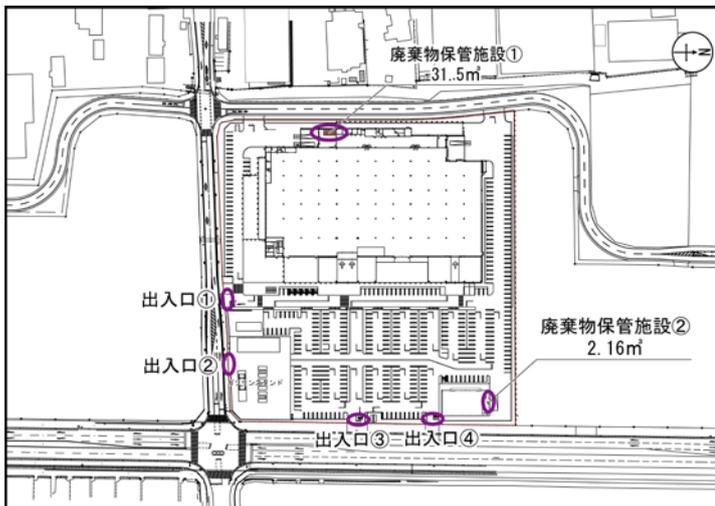
■ 施設の概要

1. 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称：カインズ 常陸太田店
所在地：茨城県常陸太田市東部土地区画整理事業2-1 街区13画地
2. 建物設置者の名称及び住所
名 称：株式会社 カインズ
住 所：埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番1号

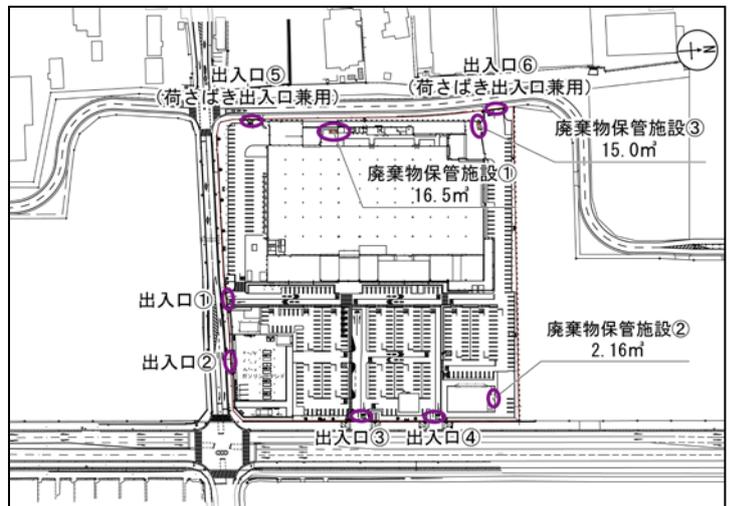
■ 変更の概要

1. 変更しようとする事項
 - ① 廃棄物等の保管施設の位置
変更前：2箇所 合計 33.66㎡
変更後：3箇所 合計 33.66㎡ ※位置のみ変更
 - ② 出入口の数及び位置
変更前：4箇所
変更後：6箇所
2. 届出年月日 令和6年11月29日
3. 変更年月日 ①：令和7年7月30日（予定）
②：令和6年11月30日

配置図(変更前)



配置図(変更後)



■ お問い合わせ先（受付：月～金 10：00～18：00）

株式会社エスパシオコンサルタント
所在地：東京都中央区新川一丁目6番1号
電話：03-6222-2209
担当：環境企画部 説明会係

大規模小売店舗立地法に関する詳しい情報は、県庁中小企業課ウェブサイトをご覧ください。
<http://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/chusho/shogyo/daiten/jumin.html>（「茨城県 大店法」で検索）

この掲示に関する届出書及び添付書類は、令和6年12月16日から令和7年4月16日まで、
茨城県産業戦略部中小企業課で閲覧できます。